

## 現場説明書

業務名 浄水場本館清掃委託  
履行場所 飯塚市 鯉田 地内  
履行期間 契約締結の日の翌日 から 令和5年3月24日 まで

### 記

- 1 本業務の実施にあたっては、別紙仕様書及び図面にに基づき実施すること。
- 2 工程については、監督員と十分な打合せを行い、かつ履行期間を厳守すること。  
なお、業務中、疑義が生じた場合は、監督員に通知し指示を受けること。
- 3 設計図書になくとも技術上または、業務上必要と認められる事前調査(地下埋設物の現況等)並びに軽微なものについては、監督員と協議のうえ調査及び実施すること。
- 4 業務の実施にあたっては、災害防止に留意するほか、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の特定事業場に関する規定を遵守すること。  
なお、業務に起因して事故等が発生した場合は、監督員に報告し、受注者の責任において一切を解決すること。
- 5 業務に伴う苦情は、監督員に報告し、すみやかに処理すること。
- 6 受注者は、地場産業の育成を考慮し、本業務に係る関連業務等について、地元業者及び地場産業製品等を採用することを最優先すること。
- 7 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働災害の防止に努め、また、業務中の交通事故防止について、特に留意すること。
- 8 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - (1) 飯塚市が発注する委託業務(以下「発注業務」という。)において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
  - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、発注者に報告すること。
  - (3) 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- 9 本業務における機器及び材料等は使用前に監督員の検査を受けること。また、管理には特に注意し、破損や盗難、物件や人身の事故がないよう配慮すること。
- 10 現地において、施工中疑義のある時は、直ちに監督員に通知し指示を受けること。
- 11 業務着手前、業務施工中、竣工写真の撮影は、テープ、スケール、黒板等を明確にあて作業

内容及び交換部品等が確認できるような写真を工種毎に整理し写真帳にまとめて提出すること。

12 労働災害防止のためヘルメットを着用のこと。

13 発注者は完了（完成）検査後、請求を受けた日から 30 日以内に請負代金を支払うものとする。